

防府市議会危機管理体制整備要綱

平成30年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市議会基本条例（平成22年防府市条例第31号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき「危機管理体制」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会等)

第2条 条例第4条第2項第1号に規定する協議又は調整を行うための協議会等は、全員協議会又は会派代表者会議とする。

(連絡会議)

第3条 前条の協議会等のほか、議長は、防府市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、防府市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

2 前項により連絡会議を設置した場合、議長又は副議長は、会派代表者及び災害対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

3 連絡会議は、必要のつど議長が招集する。

(連絡会議の組織)

第4条 連絡会議は議長、副議長及び各会派代表者をもって組織する。

2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する議員以外の議員の参加を求めることができる。

(所掌事項)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否の確認を行うこと。

(2) 災害対策本部から災害情報等を収集し、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 各議員からの災害情報等を収集・整理し、必要に応じて災害対策本部に提供すること。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の役割)

第6条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域における災害対応等に、積極的に協力すること。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、災害対策本部員会議での協議内容を、協議会等又は連絡会議に報告する。
- (2) 議会事務局は、協議会等又は連絡会議の庶務を処理する。

(防災服等の貸与)

第8条 議員は、災害時の活動を円滑に行うため、次の防災服等の貸与を受ける。

- (1) 作業ジャンパー及び作業ズボン
- (2) ヘルメット
- (3) 長靴

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

(準用)

第10条 第1条から第7条までの規定は、防府市国民保護対策本部、防府市緊急対処事態対策本部、防府市新型インフルエンザ等対策本部その他これらに準ずる組織が設置された場合に準用する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。